

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第9回島根海区漁業調整委員会が平成18年3月17日に松江市の島根県市町村振興センターで開催されました。また、3月22日に第43回島根・山口連合海区漁業調整委員会が島根県浜田合同庁舎で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。

第12期第9回島根海区漁業調整委員会（平成18年3月17日開催）

1. 定置漁業権の免許について（諮問）

定置漁業『定第18号』（出雲市大社町地先）について、免許申請があったため、漁業法の規定に基づき知事から諮問がありました。委員会として内容を審議した結果、異議ない旨答申することとなりました。

2. 定置漁業権の保護区域の設定について（協議）

定置漁業『定第18号』について、保護区域の設定の要望があったため、従前どおり敷設漁具の周囲（150～500m）で網、釣及び延縄により、当該定置漁業へ著しい支障を与える行為をしてはならない旨の委員会指示を行うこととしました。

3. 日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

平成18年3月7、8日東京で開催された第7回日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について、事務局から次のとおり報告しました。

- ・日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画については、現在の7～8月の休漁に加えて広域漁業調整委員会指示により6月1～30日を休漁にすることになりました。
- ・九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画については、平成18年2月8日に開催された第12期第8回島根海区漁業調整委員会で水産庁九州漁業調整事務所が説明した内容どおりであり、平成19年1月以降の指示については、九州漁業調整事務所が今秋に再度説明に来られる予定です。
- ・マアジ対馬暖流系群資源回復計画及び日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括的資源回復計画については、基礎データの解析や漁具の改良等の計画を検討しているところです。

第43回島根山口連合海区漁業調整委員会（平成18年3月22日開催）

1. 平成18年度入漁調整について（協議）

山口県のまき網漁業（小型まき網）、すくい網漁業、ひき縄釣り漁業を営む漁業者からの益田市沖の島根県沖合海面における入漁について協議されました。

（裏面に続く）

この入漁については、既に地元での調整も整っており、両県の漁船がトラブルを起こさないよう漁業秩序を守り円満な操業をすることで、承認されました。

2. しいら漬漁業について（協議）

島根県と山口県の入会海域である県境から真北線と北西線のほぼ中央に、しいら漬漁業の操業ラインがあり、昭和40年代から島根県と山口県が3年交代で行使してきました。平成15年から17年までは島根県が行使しましたので、平成18年から3年間山口県が行使することで、承認されました。

3. その他

両県の共通課題である日韓漁業問題や竹島の領土権の確立について、早期に解決を図るために両県海区漁業調整委員会が協力して、全国海区漁業調整委員会連合会等を通して国へ強く要望していくことが話し合われました。



問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局
0852-22-5950